

婚姻

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
住所 戸籍	住所が変わる人	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも 確認してください！ 市民課 (1F ピンク②番)
	同居中で、今まで生計が別になっていた人 (住民票上、別世帯になっていた人)	世帯合併、または世帯変更	
	姓が変わる人で、マイナンバーカードを お持ちの人	氏名変更 ※住民票へ婚姻届の情報が反映されて からの手続きとなります。	
	姓が変わる人で、旧姓の印鑑で印鑑登録している人	自動的に登録廃止になります	
	子どもの戸籍についての相談	入籍届、養子縁組届等	※受付窓口でお尋ねください 市民課 (1F ピンク③番)

保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の 記載に変更がある人	国民健康保険被保険者証の 氏名変更	国民健康保険被保険者証 (兼高齢受給者証)	保険年金課 (1F 黄色⑦番)
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険 の扶養に入る人	・国民健康保険の脱退 ・国民健康保険被保険者証の返却	・勤務先の健康保険証、 または資格取得証明書 ・国民健康保険被保険者証	
	姓が変わる人、または世帯構成に変更がある人 で、各種認定証をお持ちの人	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の人は勤務先へ問い 合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	保険年金課 (1F 黄色⑧番)

こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる人 (0歳～中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する人が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 (3歳未満の子どもがいるとき)	こども政策課 (1F 緑色3番) <u>※必要なものがそろっていないく てもお立ち寄りください</u>
	子ども医療費受給資格証をお持ちの人 (0歳～中学生)	子ども医療費受給資格証の変更	※受付窓口でお尋ねください	
	保育園等に入所している子どもがいる人	教育・保育給付認定内容の変更	※受付窓口でお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色13番)
	ひとり親家庭等に該当していた人	児童扶養手当の資格喪失	児童扶養手当証書	こども政策課 (1F 緑色3番)
		母子・父子等医療費受給資格の喪失届 及び子ども医療費助成の申請	※受付窓口でお尋ねください	
		就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です	※受付窓口でお尋ねください	子どもが在籍する学校
	障害児通所支援を利用している子どもが いる人	・受給者証の変更 ・利用者負担上限月額の見直し	障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 (1F 水色6番)

高 齢	姓が変わる人で介護保険証をお持ちの人 (65歳以上または要介護認定を受けている人)	介護保険証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	介護保険証	介護保険課 (1F オレンジ色7番)
-----	--	--------------------------	-------	-----------------------

障がい

姓が変わる人で障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等	障がい福祉課 (1F 水色6番)
姓が変わる人で自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、育成医療)をお持ちの人	自立支援医療受給者証の氏名変更	自立支援医療受給者証	
姓が変わる人で特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当を受給している人	各種手当の変更	※受付窓口でお尋ねください	
特別児童扶養手当を受給していて、 姓または受給者が変わる人			
姓が変わる人で重度心身障害者医療費受給資格証をお持ちの人	重度心身障害者医療費受給資格証の変更	・重度心身障害者医療費受給資格証 ・健康保険証 ・本人名義の通帳	
障害福祉サービスを利用している人	・受給者証の変更 ・利用者負担上限月額の見直し	障害福祉サービス受給者証	

税・料金	上下水道の利用者名義が変わる人	使用名義変更 ※オンラインまたは電話で手続きできます		上下水道局お客様センター 電話：0986-23-4510
	税・料等の口座を変更する人	口座振替の変更 ※オンラインまたは取り扱い金融機関の窓口で 手続きできます。		会計課

その他	市営住宅を退去する人 または市営住宅に同居を希望する人	市営住宅の退去や名義変更手続き	※受付窓口でお尋ねください	・住宅施設課(3F) ・各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)
		市営住宅の同居手続き		

【参考】市役所以外での主な手続き

預金・保険・証券などの氏の変更手続き	取引のある金融機関へ
厚生年金受給者の氏に変更になった場合の年金手続き	国民年金分も含めて年金事務所へ 都城年金事務所 0986-23-2571
不動産の登記人の氏の変更手続き	不動産がある地域を管轄する法務局へ 宮崎地方法務局都城支局 0986-22-0490
運転免許証の氏や本籍などの変更手続き	都城運転免許センター 0986-25-9999 都城警察署 0986-24-0110
旅券（パスポート）の手続き 氏名、本籍に変更があった方でパスポートをお持ちの方	都城パスポートセンター 0986-21-6781
お使いの保険証が社会保険等、職場の保険証をお使いの場合の 氏などの変更続き	お勤めの職場へ

都城市役所

〒885－8555
都城市姫城町 6 街区 21 号

市役所代表電話

0986-23-2111

開庁時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

市 HP



幸せ上々、みやこのじょう
日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

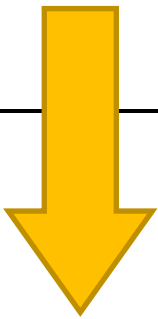
手続きチェックシート
婚姻

ご結婚おめでとうございます

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・全国共通の届出用紙
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人二人(18 歳以上)の署名



関連する手続きは内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。

できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>



マイナンバーカード



運転免許証

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等



- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・都城市バス券
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー(個人番号)を提示いただきます。